

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【49】」

2. 日時：令和4年7月27日(水) 15時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官、
畠山安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長※、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長※、他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について(7月26日のヒアリング資料-1)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。
0:00:04	それではこれから関西電力の大飯発電所の
0:00:07	火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:15	衛藤。
0:00:16	昨日、
0:00:20	昨日、ヒアリングさせていただいた、主に基本設計方針の部分でちょっと追加で確認したい事項がありましたのでその部分だけちょっと追加で確認をさせていただきたいと思います。
0:00:33	昨日使用している資料、コメント回答についての、
0:00:43	9 ページの部分をお願いします。
0:00:48	火災感知器の設置方法の部分、括弧Bの部分でして、
0:00:53	まず、
0:00:55	これ火災防護審査基準の繰り返しですけども 23 条 4 項に従い感知器を設置します。検出装置については同等の方法で設置しますということ、裏返せ変えてもらってるんですけど。
0:01:07	別途ヒアリングの時にも多分確認させていただいたと思うんですけど、令和 4 年 1 月 26 日付の委員会で、うちの方で火災感知器の設置方法について、
0:01:19	23、23 条 4 項にしたものかどうかっていう部分を少し委員会でもやりとりをしてるんですけど、その内容ってまずここにどう反映されているか、もしくは反映されていないのかっていう部分については、現状まずどうお考えでしょうか。
0:01:36	関西電力吉沢でございます。現状は反映されておられません。
0:01:46	規制庁西内です承知しました。
0:01:49	少なくとも現状の記載だと、例えば、
0:01:53	今委員会資料をお手元にお持ちだったら見ながらお話したいんですけど、
0:02:02	民間資料。
0:02:04	令和 4 年 1 月 26 日の資料 3 の、2 ポツのところ、
0:02:09	シャワー室は今回保安水準の環境条件側に入れてるのでいいんですけど、例えば歩Ⅱとかの感知区域の面積が小さく、隣接換地区域に感知器がある時に一定の範囲を限度として感知器の設置を行わないものとかそういった場合がありますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	まず、関西電力で、はいいとして、イとうとエって、実際現世現状考えてる範囲で採用するかしないかっていうところでまず今お答えできますか。
0:02:55	すいません。規制庁西内ですけど、今しゃべられてますかもしかして。
0:03:09	あれ、規制庁ニシウチですけど。
0:03:12	今音声聞こえてますか。
0:03:15	関西電力熊倉です。今のニシウチ3万の方から問いかけいただいた、聞こえてますか、のところは聞こえております。
0:03:25	承知しました。ちょっとあれですね接続が悪かったかなちょっともう一度ですけどすみませんまず。
0:03:31	今の現状の基本設計方針に、1月26日の委員会の部分は反映されてないっていうことは了解しました。で、そもそもなんですけど、令和4年1月26日の委員会資料って今手元にありますか。見えてる状態ですかね。
0:03:49	はい、関西電力熊倉です。お手元に用意してございます。
0:03:53	はい。規制庁西内です。1ページ目の2ポツ、
0:03:59	のいいから、
0:04:02	の部分あると思いますけど、
0:04:04	h r 今回別の環境条件としても挙げられているので、ちょっと置いておいて、宇都って、まず関西電力としてこれらは採用する方針なんでしたっけ、採用しない方針なんでしたっけ。
0:04:18	はい。関西電力熊倉です。ととのうち、とについては採用する方針でございます。
0:04:27	規制庁西内です。まずこの委員会資料でも触れているものについて採用する方針ということは了解しました。
0:04:34	であれば、少なくともさっき反映してないって話はあったと思うんですけど、基本設計方針にも反映する必要があるのではとは思っています。
0:04:45	というのも今23条4項に従い設置する。
0:04:48	別途掲げる環境条件の場合においてはそれとは違う置き方をすることしか触れてないので要はまさに伊井と宇都の部分について触れられてないような基本設計方針になっている。
0:05:00	のではとちょっと思い、読んでるんですけど、そこは同じ認識でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	はい、関西電力クマクラですと、同じ認識でございます。
0:05:15	はい、規制庁ニシウチでそれを返しますと、
0:05:18	であれば、ちょっとまずそこを反映していただくということを、
0:05:23	今後補正いただくと思うんですけどその際にあわせて、
0:05:28	主反映いただくようお願いしてもいいですか。
0:05:36	はい。関西電力吉沢でございます。
0:05:39	基本設計方針に今反映できてませんが、このああいうhr除 きまして、の、
0:05:50	設置方法についても適用する設計という旨を基本設計方針に追加 したいと考えております。
0:05:59	具体的にどういうふうに記載するかというところで、今ちょっと 文案を考えたものとしては、また、感知器の設置方法として消防 法施行規則第23条、
0:06:14	第4項の規定のほか、消防法の運用上において実務上、火災を擁 護に支障がないと認められている、以下の1から3に示す方法を 適用する設計とすると。
0:06:29	そして、1として、このに書いてある感知区域の面積が小さくとい うところの、最後感知器の設置を行わない。
0:06:40	いい方法ということ各階で2として、かウェブに相当する感知 器の設置面から、最後1.5メートルを下回っている。
0:06:53	1に感知器を設置する方法で3として、に該当する空気吹き出し口 から1.5メートルを下回っているうちに感知器を設置する方法。
0:07:06	こういった感じで今、追加したいと今考えている次第です。
0:07:15	規制庁西内です。概ねの方向性は理解できましたで、
0:07:20	以降、
0:07:22	漏れてるのではと感じた部分が、ちょっと委員会資料ちょっと前 の話なんで忘れてるだけかなという気がするんですけどもう一度再度ご 確認はいただきたいんですけど。
0:07:32	議事録の方を読んでいただくと、
0:07:36	当日の規制委員会においてのやりとりの中で、山中委員の方から 発言をいただいている、
0:07:42	障防法の項で適用されないっていうことはいいにしても、だから といって発電所で適用していいっていう話ではないよねと。要 は、だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:52	発電所においてちゃんと適用できるんだよねと、そういうふうに例えば伊井の話で言うと置かないっていう話だと思っんですね。だから発電所においてもこうやってこういう設計をしていいんだよねっていうことをちゃんと適用できるんだよねっていうことを確認する。
0:08:06	ていうことは必要だよねって話をおっしゃってたと思っんですね。それは関西電力としてはやるやらないでいうと、
0:08:13	確認した上で、こういう設置方法するって話なのかそれは別に関西としては別にやらないっていう話なのかそこはどっちでしたっけ。
0:08:24	関西電力吉田でございます。以前ヒアリングで、この話が出た際に、山中委員のコメントもありまして、
0:08:37	実際、各、これを適用する、各感知区画について、安全性が確保できるか、確認をしております。
0:08:49	ですんで、確認する方針というところについても、合わせて記載したいと思います。
0:08:57	うん。はい。規制庁西内です。多分そのパーツは必要なのかなと私も
0:09:03	少なくとも委員会のやりとり聞いてると思いますので、関西電力としてもそう考えているのであればしっかり明記をしていただければいいのかなあとは思います。
0:09:15	はい、完成日クマクラです。承知いたしました。
0:09:19	はい。規制庁西内です。
0:09:22	まず、私どもの方から追加でちょっと確認をしたかった点、まずこの1点ですけども、この点について何か関西電力の方から追加で確認等ありますかよろしいですか。
0:09:43	関西電力、熊倉でございます。
0:09:46	東京支社側特にございません。事業本部側とクニシとか、
0:09:52	関西電力小森です。事業本部側もございません。以上です。
0:09:57	こんな規制庁西内です了解しますと。
0:10:01	規制庁側、赤田室長、何かありますかよろしいですか。
0:10:07	えっと、火災対策室長の永戸サイトウですすみません今日西内からこういうようなお話で、
0:10:14	お伝えしなければいけないことをちょっと昨日お伝えしきれなかったものでちょっとすみませんでしたというのが1点と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	趣旨としてはですね
0:10:25	要は火災防護審査基準に書いてある。
0:10:28	ことと、それ以外のことについて基本設計方針でどれだけきちっと書いていますかということですね
0:10:37	昨日まで確認してきたところですけども、今回の昆今年の1月26日の分についてですね、これについては火災防護審査基準、
0:10:48	と別にですね、委員会の了承を得る話なのでそれもですねきちっと書き込んで欲しいという趣旨でお話をさせていただいたところでございますので、ちょっと申し訳ございませんけどもこの部分についてですねきちっと反映していただければと思いますのでよろしく願いいたします。私からは以上です。
0:11:10	はい、関西電力熊倉でございます。今の点承知いたしました。
0:11:15	はい規制庁西内ですよろしく願います。
0:11:20	とりあえずちょっと今日やりたかったのはまずこの1点で、
0:11:24	あとちょっと追加で1点だけ確認したいんですけど、すみません。
0:11:28	ちょっとこれもいやこれは私が昨日本当に聞き忘れちゃっただけなんですけど、
0:11:34	確かに基本設計方針上で、設計目標っていうワードを使うか使わないかみたいな話を確か昨日させていただいたとっていて、こっちのコメントが本線じゃなくて別の用語を使うようになっていうコメントの仕方を確かしていたのでそこで誤解を与えてたらちょっと申し訳ないなということで確認をしたんですけど。
0:11:54	結局基本設計方針上は書かない。なんか添付以下で書くっていう方で考えてらっしゃるんですけど。
0:12:03	はい関西電力吉田でございます基本設計方針では設計目標という言葉はもう使わないことにしております。火災防護の説明書、添付の部分で、設計目標と、
0:12:16	いうもの①②を定義して、どういう、どういったエリアで、どの席、設計方針を適用するかと、いうことを明確にしたいと思っております。
0:12:28	規制庁西内です。承知しました。
0:12:32	あれですかねちょっと1点だけすごい細かい確認で申し訳ないんですけど。
0:12:37	設計目標、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:39	ていうのは、
0:12:42	何か意図してそちらも目標っていう用語が使われてるんですかね。
0:12:48	なんか、その目標って言われると、何か必ず達成しなきゃいけないものなのかどうかっていうようなところで何か若干、
0:12:56	幅がありそうかなあという気がしたんですけど、どういう意味合いで使ってるんですしたっけ。
0:13:10	関西電力熊倉でございます。この目標というところに、大きな意味というのは、ちょっとこちらではそこまで考えていなくてですねそれがちょっと事実でございます。
0:13:23	規制庁西内です何か私がそうなんかとらえてしまったっていうだけかもしれないんですけど、少なくとも関西勢力としてあれですよ。
0:13:32	この設計目標は必ず達成するものとしてちゃんと位置付けているというインプットとっていいんですよっていう値のための確認だけです。
0:13:41	はい。関西電力赤井でございます。ご認識の通りでして、この設計目標というものを達成することで、技術基準規則に適合することをお示ししたいというふうに考えております。
0:13:53	規制庁西内です関西電力の中での言葉の使い方として別に違和感なく使っているのであれば特に問題ないと思いますので、ちょっとその言葉の使い方だけ若干疑問に思ったっていうくらいだったので、念のための確認でした。ありがとうございます。
0:14:08	それでは今日先ほどお伝えした1点、令和4年1月26日の委員会の内容を町会計の設計方針に反映するというようお願いをします。その上で補正申請の方で、
0:14:21	市医師会直っているか反映されているかどうかという部分は我々としても事実確認をさせていただきたいと思います。
0:14:28	衛藤本日のメニューはこれくらいだと私は認識してはいますが、規制庁側もよろしいですかね。はい。
0:14:36	はい。
0:14:45	すいません火災対策室の山下ですけれども、今、補足説明資料って見ていただくことができますでしょうか。
0:14:56	関西電力若井でございます。
0:14:58	その説明資料の方を用意すること可能でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:05	はい。補足説明資料、おそらく最新版かなと思うんですけども、189 ページ、例えば見ていただけますでしょうか。
0:15:21	関西電力熊倉でございます。その説明資料、こちら最新版とおっしゃっていただいているものを提出した日ですね、そちらの方を教えてくださいてもよろしいでしょうか。
0:15:40	すいません1 ページ目に 2022 年 5 月と書かれているものでして、
0:16:00	監査委員の熊倉でございます。おそらく審査会合の時点のものだと思うのでそちらを確認したいと思うのですが委員からおっしゃっていただく箇所の内容をお願いします。
0:16:53	あ、すいません少々お待ちください。
0:17:09	関西電力東京支社ニノミヤですけども、画面に共有していただくことができますか。
0:17:25	規制庁西内です。町田でもいいですか。
0:17:31	はい、了解しました。
0:17:46	そういうことで、
0:18:10	今言ってるのは、
0:19:36	時間が今日あれ 16 時も使えなくなるんです。
0:19:43	すいませんお待たせしました規制庁西内です。ちょっと内容をこちらの方でも確認して、必要があればちょっと今後のヒアリングでまた確認させていただきたいと思いますので、今日のところはちょっと結構です。すいません失礼しました。
0:20:00	関西電力の吉良です。承知いたしました。
0:20:04	はい。江藤規制庁ニシウチです。
0:20:07	というところでした、とりあえず今日のところの確認事項は規制庁側からは以上かなと考えております。関西電力の方も特段よろしいでしょうか今日全体通してですけども、
0:20:19	関西電力です。東京支社、特にございません。
0:20:23	ありがとうございます。
0:20:27	はい。原子力事業本部の方もよろしいですかね。
0:20:30	はい原子力事業本部の方もありません。ありがとうございます。はい、ありがとうございます。それでは、今日のヒアリングはこれまでにしたいと思います。今後、先日、
0:20:42	確認させていただいたスケジュールにのっとって今後また補正申請とか出されると思いますのでその際にまた、事実確認は規制庁

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	としても進めていきたいと思えます。ありがとうございました引き続きよろしくお願ひします。
0:20:56	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。